

後期高齢者医療の被保険者証を更新

【問】市健康づくり課医療年金係 ☎77・8503

7月下旬に新しい被保険者証を郵送

現在の水色の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。うす緑色の新しい被保険者証（下写真）は、7月下旬に市から郵送します。有効期間は、8月1日から来年7月31日までの1年間。ただし、保険料に滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらうことがあります。8月1日以降に、医療機関を受診するときは、うす緑色の新しい被保険者証を提示してください。

得をともに、8月から来年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。後期高齢者の自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者で「市民税課税所得が145万円以上」ある人がいる場合は、3割となります。



新しくなる被保険者証

ただし、市民税課税所得が145万円以上であつても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同世帯の被保険者の総所得金額等から33万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合は1割負担となります。

また、次の①か②に該当する場合は、申請すれば1割負担になります。
 ①同じ世帯の被保険者が2人以上で、世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満の場合
 ②同じ世帯の被保険者が本人のみで、次の①か②に該当する

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）とは、市民税非課税世帯である人が入院、または高額な外来診療を受けるときに減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担額が決められた額までとなり、入院時の食費や居住費の負担も減額されるものです。減額認定証を

自己負担割合の確認

医療機関で支払う医療費の自己負担割合は、「1割」か「3割」です。毎年、前年中の所

負担区分を3つに細分化

高額療養費制度の見直しに伴い、8月から自己負担割合3割の負担区分を現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに細分化します（下表）。負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する被保険者は、新たに減額認定証の交付を受けることができます。減額認定証は入院などで窓口負担額が高額になる際、医療機関へ提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。交付については、市健康づくり課で申請手続きが必要になります。

<7月まで>

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み所得者	同一世帯の被保険者のどなたかの市民税課税所得額が145万円以上の人

<8月から>

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並みⅢ	課税所得額が690万円以上の被保険者
	現役並みⅡ	課税所得額が380万円以上の被保険者
	現役並みⅠ	課税所得額が145万円以上の被保険者

1月からコンビニ交付サービスが始まります

「マイナンバーカード」の申請はお早めに



来年1月中旬（予定）に、柳川・大和・三橋の各庁舎に設置している自動交付機を廃止し、コンビニ交付サービスに移行します。

取得できる証明書が増えます

市のコンビニ交付サービスは、今まで自動交付機で交付していた「住民票の写し」や「印鑑証明書」、「所得課税証明書」、「所得証明書」、「納税証明書」、「軽自動車税（車検用）納税証明書」に加えて、「戸籍謄本・抄本」、「戸籍の附票の写し」も取得できます。

利用できる時間が拡大します

住民票の写しや印鑑証明書、税証明書は午前6時30分から午後11時まで、戸籍関係の証明は、平日午前9時から午後5時まで（12月29日～1月3日は、これまでどおり休止）

利用できる場所が広がります

市内約25か所のコンビニだけでなく、全国のコンビニ（一部使えないコンビニがあります）でも対応しているため、市役所に行かなくても、自宅や勤務先などに近いコンビニで取得でき、大変便利になります。

利用できるカードはマイナンバーカードです

コンビニ交付の利用には「マイナンバーカード」が

必要ですので、早めの申請をお願いします。また、今まで自動交付機を利用する際に使っていた「市民カード」は、市の窓口で印鑑証明書を取るときの印鑑登録証として使用できますので、大切に保管してください。

問い合わせは、市市民課市民係 ☎77・8472 まで。

現在の自動交付機とコンビニ交付サービスの比較

区分	現在の自動交付機	コンビニ交付（自動交付機廃止後）
利用する機械	市役所3庁舎の自動交付機	コンビニのキオスク端末※1
利用できる地域	市内	全国（一部使えないコンビニあり）
利用できる時間	平日：午前8時30分～午後8時（土日・祝日は午後5時まで）	午前6時30分～午後11時※2
必要なカード	市民カード	マイナンバーカード

※1 タッチパネルなどの簡単な操作で必要な情報にアクセスすることができるマルチコピー機

※2 戸籍関係の証明は、平日午前9時～午後5時

災害情報をいち早くテレビ、ラジオで放送

KBC九州朝日放送と防災パートナーシップに関する協定を締結

市は6月11日、KBC九州朝日放送株式会社と「防災パートナーシップに関する協定」を締結しました。これは、市内で災害が発生、または発生する恐れがある場合に、市が同社に災害情報や防災情報を提供するとともに、同社がその情報を、テレビやラジオで迅速に放送するもの。同社はこれまで、災害時に県を通じて情報を入手していたため、市が直接情報を提供することで、よりタイムリーな放送が期待されます。

その他協定では、平常時においても、市が持つ映像や資料を同社に提供することで、同社が災害予防対策に使う報道活動に役立てたり、同社が撮影した災害映像を市に提供し市が行う防災教育に役立てたりします。

協定書への調印後、金子市長は「協定は行政にも市民にも心強いもの。心から感謝します」とあいさつ。同社の和氣靖代表取締役社長は、「メディアとして、市民に価値ある情報を伝えることが使命。協定は、柳川市とわが社の新しい関係のスタートで、今後、市民の安全安心につなげていきたい」と話しました。

同社は今年から、県内市町村と「60市町村応援プロジェクト」を展開しており、防災パートナーシップ協定もその一環。柳川市は県内市町村の中で第1号の協定となりました。

問い合わせは、市総務課安全安心係 ☎77・8152 まで。



協定書を手に握手を交わす和氣社長（左）と金子市長